

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月17日(火) 14:18~14:36

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	3番	知念	正和
	2番	西江	正
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

欠席委員 7番 大城 貴子

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和元年第 11 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和元年第 11 回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数 9 名中 8 名が出席しています。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、農業委員総数 9 名中 8 名出席して
おります。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致し
ます。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指
名したいと思います。委員に 9 番玉城委員。1 番知念委員を指名致します。

日程の第 2 「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日 1
日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申
請について」。敬称略します。No.1 譲受人●。譲渡人●。経営面積が 21,427
㎡。申請地の方が●、265 ㎡。●、1,352 ㎡。●、814 ㎡。●、1,043 ㎡。●、
1,535 ㎡。●、888 ㎡。●、1,215 ㎡。●、290 ㎡。●、498 ㎡。●、200 ㎡。
●、1,549 ㎡。●、198 ㎡。●、347 ㎡。●、57 ㎡。●、504 ㎡。●、23 ㎡。
合計 16 筆で合計面積が 10,778 ㎡。3,260 坪。所有権移転贈与になります。次
の頁お願いします。

No.2 譲受人●。譲渡人は●です。譲受人の経営面積が 13,359 ㎡。申請地
が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積 1,319 ㎡。目的が所有権移転で売
買になります。399 坪で坪単価 1,454 円になります。此方については 10 月の
総会で「農地法第 3 条の第 1 項に基づく許可に要する農地等の買受適格証明
について」で証明された案件で、競売に係る 3 条の申請になります。以上で
す。お願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑の
ある方はどうぞ。

これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
No.1 譲受人●。譲渡人●。譲受人、申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積804㎡。転用面積●㎡。転用目的が●建設です。権利の方が所有権移転になります。243坪で坪単価が17,500円。此方の方は今年、●事業で今年設計で来年工事なのですが、今年で予算もついて工事の方は繰越で、12月の完成予定なので順調にいけば4月から工事が入る予定です。事業主体は●。管理指定は●になっています。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩します。(14:31~14:32)

局長 意見書の方を読上げます。譲受人、譲渡人は同じです。面積が●㎡で、目的が●建設です。工事計画が●から、完了が●の予定です。●に間に合わせる。という事です。そしてその下、農地区分が「第3種農地」。次に「検討事項」と「意見決定の理由」のところをお願いします。1「転用の区分と転用目的」が適当。2「資力及び信用」が適当。3「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無」がなし。4「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」が確実。5番、6番飛ばしまして、7「計画面積の妥当性」が適当。8番飛ばしまして9番「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」がなし。次にその右「意見決定の理由」としまして「当該申請地は●に位置し、本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については許可相当と認める」。ということです。次にその下の総合意見では「許可相当と認められる」。その下の「許可が相当と認められるときに付すべき条件」は「特になし」ということで、意見書を添付して申請したいと思います。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。令和元年第11回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:36

署名

会 長 玉城 増生 印

9 番 玉城 正芳 印

1 番 知念 雄二 印